

第 3 次芦屋市地域福祉計画 総括表

推進目標 1 “みんなが思いやり・支えあう福祉”への理解を広げる

取組の柱<評価の視点>	平成 29 年度～令和 3 年度の主な実施内容	課題	今後の方向性 (⇒第 4 次への接続)
<p>(1) 地域福祉の情報を発信する</p> <p><評価の視点> ①多様な情報を、わかりやすく発信する ②必要とする人に的確に伝える ③情報への関心を高める</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙を全頁フルカラー化するなどリニューアルを実施するとともに、自動翻訳や読み上げ機能の利便性を高めるため、テキスト形式のデータで市ホームページに掲載 ・各 SNS (Facebook、Instagram、Twitter 等) の開設やアプリといった新たな手法による情報発信を実施 ・各分野で YouTube・Zoom を活用した動画による情報発信の充実 ・市の相談事業を取りまとめたカレンダーの作成及び配布 ・障がい福祉情報を集約したサイト「あしやねっと♪」を開設 ・WEB 版防災情報マップの導入や多言語版防災ガイドブックを改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍において、イベント等を通じた発信が難しく、オンラインを活用した新たな手法も求められている。 ・届けたい受け手に対して、十分にリーチできていないケースがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすく見せ方を工夫しながら、対象に応じた情報発信手段を選択し、より多くの方に届くよう取り組む。 <p>(⇒C12・D18・D20)</p>
<p>(2) 地域福祉の学習を進める</p> <p><評価の視点> ①誰にでも関わることとして地域福祉を理解する ②学校、地域、家庭、職場など、身近なところで学ぶ ③多様な学習の機会やプログラムをつくる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>出前講座や講演会などの実施に加え、社会教育団体が講師を務める「あしや学びあいセミナー」を開始</u> ・<u>トライやる・ウィークでの社会福祉施設や外国人との交流体験、総合学習の時間を通じた共生の心を育む教育など、学校園と連携した学習の機会の創出</u> ・あしやキッズスクエアでの認知症サポーター養成講座の実施 ・シニア世代を対象とした、高校生等によるスマホ講座の実施 ・老人クラブやシルバー人材センター等、高齢者団体による地域活動の支援 ・<u>地域の活動を知り、活動が活性化することを目指し、地域福祉アクションプログラム推進協議会での地域福祉アクションアワードを実施</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍により、対面形式での講座やイベントの実施が困難である。 ・各種イベントの参加者や出前講座を要望する年齢層に偏りがある。 ・地域が主体となって学習機会を創出する場のさらなる充実が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からのニーズを捉えながら、随時、講座の内容及び手法を見直すとともに、地域が主体となった学習の場の提供を支援する。 <p>(⇒C11)</p>

下線部は第 3 次地域福祉計画において掲げた「重点的に進める取組」に該当する部分

推進目標 2 つながりのあるコミュニティをつくる

取組の柱<評価の視点>	平成 29 年度～令和 3 年度の主な実施内容	課題	今後の方向性
(1) 地域福祉を支えるコミュニティをつくる <評価の視点> ①身近な居場所や参加しやすい活動をつくる ②地域の福祉をみんなで考える機会をつくる ③つながりにくい人も呼びかける	<ul style="list-style-type: none"> ・地区集会所での事業、県民交流広場事業への参加促進 ・あしや市民活動センターの利用促進に向けたオープンスペースの改修 ・対面とリモートのハイブリッドによる「市民活動フェスタ」の開催 ・高浜町ライフサポートステーションやシルバー人材センターによる「小町カフェ」の開設などの居場所づくり・通いの場づくりの推進 ・地域コミュニティの場としての公園整備・利活用を推進する取組を実施 ・学習活動や地域交流を軸としたコミュニティの形成を目指す「コミュニティ・スクール」や「学校支援団体」の地域活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・居場所や通いの場の魅力を積極的に発信するなどし、居場所等の立ち上げ支援の強化が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と協働しながら、幅広い年齢層の居場所、多様な市民の意見交換ができる場を拡張していく。 (➡B6・B8・B9・C13・C14・D16)

推進目標 3 “できること・したいこと”での参加を進める

取組の柱<評価の視点>	平成 29 年度～令和 3 年度の主な実施内容	課題	今後の方向性
(1) 多様な参加の場やきっかけをつくる <評価の視点> ①多様な人が参加できる地域福祉活動を進める ②健康づくり・介護予防や生きがいづくりの活動を進める ③社会参加や就労を支援する ④参加を積極的に呼びかける	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）によるひとり一役活動推進、通いの場づくり事業の推進</u> ・小学校区地域住民によるあしやキッズスクエアの運営（8校中7校） ・<u>ポイント制度を活用したヘルスアップ事業の開始</u> ・包括連携協定をきっかけとした、各施策への事業者の参画の推進 ・地域福祉アクションアワードなどによる地域の取組の紹介と参加のきっかけづくり ・<u>老人クラブやシルバー人材センター等の高齢者団体や子育て自主活動グループなどによる地域活動の支援</u> ・<u>女性活躍支援を目的とした ASHIYA RESUME 事業の開始及び地域活性化の拠点にもなる旧宮塚町住宅の活用</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍においては、対面による取組が制限される。 ・参加する年齢層に偏りがある。 ・活動者の後継者不足。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動を通じて、地域支え合い推進員による活動者の発掘や活動者への支援等を強化するとともに、すでに市とつながりのある事業者へ働きかけながら、若者への参加のきっかけづくり等も含め、活動先の拡充を図る。 (➡B6・B7・C12・D20)

下線部は第3次地域福祉計画において掲げた「重点的に進める取組」に該当する部分

取組の柱<評価の視点>	平成 29 年度～令和 3 年度の主な実施内容	課題	今後の方向性
(2) 活動への支援を充実する <評価の視点> ①活動をサポートする体制を充実する ②活動場所や財源の確保、情報発信などの支援を充実する	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>市民提案型事業補助金の新設及び充実</u> ・まちデザインラボの開始 ・空き店舗を活用した活動拠点づくり支援の実施 ・ふるさと寄附金の記念品として役務提供や作業所で作られた商品の取り入れ ・<u>ボランティア活動助成や通いの場づくり事業における居場所の立ち上げ支援、運営補助の実施</u> ・<u>地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）による地域活動の活性化への支援</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動場所の不足に加えて、コロナ禍においては事業展開が制限されている。 ・活動者が固定化され、各種支援の新たな利用の掘り起こしが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携を図りながら、活動に取り組む個人、団体の発掘と支援を継続していく。 (⇒B6・B8・C11・C15・D20)

推進目標 4 ニーズに気づき、支援につなぐ

取組の柱<評価の視点>	平成 29 年度～令和 3 年度の主な実施内容	課題	今後の方向性
(1) ニーズに気づき、つなぐ <評価の視点> ①“困りごと”を早めに発見する ②適切な相談窓口や支援につなぐ	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターの設置 ・<u>民生委員・児童委員による相談支援活動や「福祉を高める運動研究会」を通じた情報共有</u> ・認知症初期集中支援チームの活用 ・<u>地域支え合い推進員による支援</u> ・トータルサポート機能による保健師の動向訪問や支援機関との調整 ・消費生活サポーター養成講座の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容が複雑化・多様化しており、単独の分野や窓口での対応が困難なケースがある。 ・専門機関等に自ら支援を求めることが困難な人への早期発見及び支援に向けた対応が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部署や関係機関との連携を強め、様々な関わりから見えてくる課題を適切な支援につなぎ、早期解決を図る。 (⇒A1・A4・B8)
(2) 相談しやすい体制をつくる <評価の視点> ①気軽に相談できる多様な相談先をつくる ②相談を適切な支援につなぐ ③相談を解決につなぐ仕組みを強化する	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産・子育ての切れ目のない相談支援に向け、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援室を設置 ・総合相談窓口からの各専門機関への連携に加え、<u>相談連絡会の実施</u> ・専門相談員による LGBT（セクシャルマイノリティ）電話相談の開始 ・若者相談センター「アサガオ」によるピアサポートの関係づくりの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談機関の認知度が低い。 ・つないだ後の解決がなされたか未確認である場合がある。 ・障がいに関する内容や特別支援の相談件数が増加傾向にあり、対応していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口や機関の周知を図るとともに、各関係機関との連携を強化しながら、アウトリーチも含め、相談から解決につなげる仕組みづくりを進める。 (⇒A1・A3・C14)

下線部は第 3 次地域福祉計画において掲げた「重点的に進める取組」に該当する部分

推進目標 5 多様な“困りごと”を包括的に支えるサービスや活動を充実する

取組の柱<評価の視点>	平成 29 年度～令和 3 年度の主な実施内容	課題	今後の方向性
<p>(1) サービスや活動の体制を充実する</p> <p><評価の視点></p> <p>①「公」のサービスの内容や提供体制を充実する</p> <p>②地域の多様な力を活かした活動を推進する</p> <p>③新たなニーズや狭間のニーズなどに対応する</p> <p>④担い手を増やす・支援する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり一役活動推進事業における地域支え合いの体制整備 ・家庭ごみ・粗大ごみの戸別収集における利用者増への対応 ・手話や要約筆記を始めとするニーズに応じたボランティア育成講座の実施 ・保健福祉センターを地域福祉の拠点として、相談窓口やエントランス事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化や課題の複合化に伴い、各サービスへのニーズが増加している。 ・コロナ禍において担い手となる方の活動が制限されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部署や機関との連携強化及びサービス提供体制の見直し、活動する人を増やす仕組みづくりを行い、増加しているニーズに対応する。 <p>(➡A3・A5・B8・B10・C15・D16・D19)</p>
<p>(2) 協働して包括的に支援する</p> <p><評価の視点></p> <p>①多様な主体や分野を超えた協働を進める</p> <p>②複雑な課題を解決する取組を進める</p> <p>③効果的で適正な情報共有を進める</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と社会福祉協議会をはじめ、高齢者生活支援センターや障がい者基幹相談支援センター、権利擁護支援センターなどによる連携 ・トータルサポート機能の連携による支援 ・医療・介護等の専門職による「芦屋 ONE チーム連絡会」の設置 ・各相談窓口における生活困窮者自立支援制度にかかる窓口対応・相談支援ガイドラインの活用 ・重層的支援体制整備事業の移行準備事業を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・単独の窓口、分野では解決が困難なケースが増加傾向にあり、連携を強化する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部署、関係機関と連携・協働しながら、支援に取り組む。 <p>(➡A1・A5・B7・C14)</p>
<p>(3) 支援の質を高める</p> <p><評価の視点></p> <p>①自立を支援するサービスや活動を進める</p> <p>②担い手の意識やスキルを高める</p> <p>③利用者や第三者の意見を活かす</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各分野別計画の策定・進捗管理を進めるとともに、各種研修・啓発などの人材育成の取組と関係機関との連携強化を実施 ・就労支援員と生活保護 CW による自立支援の実施 ・介護サービス相談員派遣事業において、試行的にオンラインを活用した活動を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・複合的な問題ケース対応のための、関係部署・関係機関とのさらなる協働・連携が必要である。 ・オンラインによる活動での工夫に検討を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインも活用しながら、啓発や研修を進めるとともに、支援の効果的な手法を模索する。また、地域と関係機関などが連携・協働し、自主的なグループ活動による取組につながるよう支援していく。 <p>(➡A1・A4・A5・C15・D19)</p>

下線部は第 3 次地域福祉計画において掲げた「重点的に進める取組」に該当する部分

推進目標 6 尊厳ある生活を支える

取組の柱<評価の視点>	平成 29 年度～令和 3 年度の主な実施内容	課題	今後の方向性
(1) 権利侵害や虐待を防ぐ <評価の視点> ①自分やまわりの人の権利を理解する ②権利侵害や虐待を防ぐ・解消する ③思いやり支えあう心（心のバリアフリー）を広げる	・「芦屋市障がい理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」の制定、施行及び合理的配慮提供支援助成事業の実施 ・地域の会議体において、社会福祉協議会と共同で「権利擁護」や「発達障がい」のワークショップを実施 ・権利擁護支援者養成研修等の実施 ・要保護児童対策地域協議会及び支援者研修会の開催 ・各種啓発・相談事業の実施	・潜在的な虐待ケースの把握が困難である。 ・虐待発生時に早急に対応できる体制構築が必要である。 ・これまでの人権課題への対応に加えて、今日的な人権課題も含め、継続的に取り組む必要がある。	・各研修や啓発を継続して実施しながら、関係機関との連携強化による虐待予防を進める。 (⇒A2)
(2) 権利擁護支援を進める <評価の視点> ①権利擁護支援を学ぶ ②判断に不安がある人などへの支援を充実する	・成年後見制度市長申立てガイドラインの作成及び活用 ・市民後見人が権利擁護支援センターにおいて後見活動を支援 ・近隣市と協力し、三士会（弁護士・司法書士・社会福祉士）と家庭裁判所との連携を促進するための意見交換会を開催	・成年後見制度を必要としている方へ少しでも早い支援が求められるため、迅速な対応が必要である。 ・成年後見制度利用促進法に基づき、成年後見利用促進計画を策定し、活動の充実を検討する必要がある。	・近隣市・三士会・家庭裁判所との意見交換会の実施や社会福祉協議会や権利擁護センター等との連携を進めながら、迅速で適切な支援を行う。 (⇒A2)

推進目標 7 誰もが暮らしやすいまちづくりを進める

取組の柱<評価の視点>	平成 29 年度～令和 3 年度の主な実施内容	課題	今後の方向性
(1) バリアのない暮らしやすいまちをつくる <評価の視点> ①道路や建築物、住宅などのバリアを改善し、ユニバーサルデザインを目指す ②移動を支援するサービスを充実する ③買い物などの日常生活の利便性を高める	・新たなバリアフリー基本構想（JR 芦屋駅周辺地区）の策定 ・公共施設の改修・建替え時にユニバーサルデザインも加味 ・ヘルプマークの周知啓発 ・無電柱化等、安全な歩行空間の確保につながる改修の実施 ・高齢者バス運賃助成や要介護高齢者へのタクシー助成、障がいのある人へのタクシー利用券交付、ガソリン費用一部助成等の実施	・助成制度を知らない方へさらなる周知を図る必要がある。 ・高齢者バス運賃助成事業について、今後の運営方法等、検討が必要である。	・公共施設の改修・建替え時などには、ユニバーサルデザインを踏まえることを基本とする。また、各種助成制度の周知を進めるとともに、高齢者バス運賃助成事業については、制度の見直しなどあり方を検討する。 (⇒D20)

下線部は第 3 次地域福祉計画において掲げた「重点的に進める取組」に該当する部分

推進目標 8 誰もが安心・安全に暮らせるように支える

取組の柱<評価の視点>	平成 29 年度～令和 3 年度の主な実施内容	課題	今後の方向性
(1) 災害に備える <評価の視点> ① 防災・災害時の支えあいの意識を高める ② 多様な状況に対応する訓練や対策を進める	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急・災害時要援護者台帳や要配慮者名簿の運用見直しの検討 ・防災マップ作り等地区防災計画策定の推進 ・高齢者福祉施設への福祉避難所開設協力依頼 ・感染症対策を踏まえた避難所開設訓練を実施 ・リモート型防災啓発事業としてオンラインを活用した防災総合訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・実効性のある避難支援体制の構築に向けた専門職と地域支援者の連携強化が必要である。 ・コロナ禍においては、訓練機会の確保が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急・災害時要援護者台帳や要配慮者名簿の運用を見直すとともに、自治会等へ要配慮者名簿を受領いただけるよう取組を進める。 ・幅広い年代層に対し、自助・共助を推進できるような防災総合訓練を実施する。 (➡D18)
(2) 弱い立場になりがちな人の安全を支える <評価の視点> ① 防犯や交通安全に心がける ② さりげなく見守る取組を進める ③ 安全を高める施設や設備を整備する	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員による日ごろの見守り活動 ・青少年育成愛護委員による登下校時や夜間街頭巡視活動 ・認知症サポーターや消費生活サポーターの養成 ・認知症高齢者の見守り・SOS ネットワーク事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍により、各活動が制限される場合がある。 ・認知症高齢者の見守り・SOS ネットワークへの登録までに至っていないケースがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携しながら、見守り活動や啓発活動を進める。 (➡C14・D18)

推進目標 9 地域福祉をみんなで進める仕組みをつくる

取組の柱<評価の視点>	平成 29 年度～令和 3 年度の主な実施内容	課題	今後の方向性
(1) 地域福祉のネットワークを広げ、強化する <評価の視点> ① 地域包括ケア・地域共生のまちづくり（「我が事・丸ごと」）を推進する ② 多様なネットワークをつくり、つなぐ ③ 「地域福祉のプラットフォーム」を充実する	<ul style="list-style-type: none"> ・企業・団体等の多様な主体との連携を進める「こえる場！」の活動開始 ・芦屋市自治会連合会主催のまちづくり懇談会で、各自治会から出てきた地域課題について情報を共有 ・市民活動を行っている人の紹介と市民活動を行う人材の発掘を目的に、市ホームページに「協働のプラットフォーム」のページを作成 ・地域生活支援拠点の機能を持つ高浜町ライフサポートステーションにおいて、多世代交流の場を創出 ・芦屋 PTOTST 連絡会の立ち上げ支援 ・認知症地域支援推進員と関係機関とで共に「あしや認知症ほっとナビ」を作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な課題を地域・自治会・市民活動団体等と協働して課題解決を図る仕組みができていない。 ・「こえる場！」で参画している企業・団体等について、連携の枠組みの設定や地域住民との連携に向けた検討が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「こえる場！」をはじめ、多様な企業・団体との連携のあり方について検討を進め、地域の課題に多様な団体と協働して取り組むネットワークを充実させる。 (➡A5・B9・B10・D16・D17・D19)

下線部は第 3 次地域福祉計画において掲げた「重点的に進める取組」に該当する部分

新型コロナウイルス感染症による影響

課題	実施に工夫した事項	今後の方向性
<ul style="list-style-type: none">・啓発に関して、イベント等を通じた発信が難しい。・対面形式での講座などが難しく、学習の機会の確保に検討を要する。・担い手となる方の活動が制限されており、十分にリーチできていない可能性がある。・活動機会が減少したことで、担い手の発掘に影響が生じている。	<ul style="list-style-type: none">・SNS やアプリなどのオンラインを活用した情報発信を充実させた。・各講座やイベントに Web 会議ツールなどを活用し、取組を進めた。	<ul style="list-style-type: none">・新たな生活様式を取り入れながら、感染症拡大期にも対応した取組を検討。・感染症の動向を見据えながら、制限されていた取組を工夫して実施。